

帰還困難区域等で工事等を行う場合の加算額一覧表

項目	備考	加算額(率)	備考	計上項目	適用	
					空間線量2.5μSv/hを超える	空間線量が2.5μSv/h以下
労務単価の加算・補正項目						
(1) 帰還困難区域における屋外作業の特殊勤務費			避難指示区域内で工事・測量調査業務を行う場合等の積算基準による	労務単価に加算(直接工事費)	帰還困難区域における作業	
			避難指示区域内で工事・測量調査業務を行う場合等の積算基準による	1日の作業時間が4時間に満たない場合	労務単価に加算(直接工事費)	〃
(2) 帰還困難区域における屋内作業の特殊勤務費			避難指示区域内で工事・測量調査業務を行う場合等の積算基準による	労務単価に加算(直接工事費)	〃	
			避難指示区域内で工事・測量調査業務を行う場合等の積算基準による	1日の作業時間が4時間に満たない場合	労務単価に加算(直接工事費)	〃
(3) 時間的制約を受ける作業の労務単価			森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱いによる	作業時間が7時間超～7.5時間以下/日となる場合	労務単価を補正(直接工事費)	被ばく線量限度量及び管理に掛かる時間により、作業時間が制限される作業
			森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱いによる	作業時間が4時間以上～7時間以下/日となる場合	労務単価を補正(直接工事費)	〃
安全費・一括計上価格への計上項目						
(4) 空間線量測定費用			必要日数分	1現場当たり1台 ○工事：当初想定日数=契約工期(日)×5.5/7 ○委託：当初想定日数=契約工期(日)×1/2	安全費	除染等業務または特定線量下業務 除染等業務(特定汚染土壌等取扱業務を除く) または特定汚染土壌等取扱業務のうち、2.5μSv/hを超える場所において、労働者を作業に従事させることが見込まれる場合
(5) 外部被ばく測定費用			必要日数分	○2.5μSv/hを超える場合:延べ人数 ○2.5μSv/h以下の場合:延べ人数÷5 ※委託業務の場合は外業日数の総計から算出(外業日数集計表(例)を参考)	安全費	除染等業務または特定線量下業務 除染等業務(特定汚染土壌等取扱業務を除く) または特定汚染土壌等取扱業務のうち、2.5μSv/hを超える場所において、労働者を作業に従事させることが見込まれる場合
(6) 汚染検査			必要日数分	日数の算出は(4)と同じ	安全費	除染等業務 除染等業務(特定汚染土壌等取扱業務を除く) または特定汚染土壌等取扱業務
(7) 汚染検査場			見積等	検査場を専用として設ける場合に計上	安全費	除染等業務または特定線量下業務 除染等業務(特定汚染土壌等取扱業務を除く) または特定汚染土壌等取扱業務
(8) スクリーニング検査			(6)と同じ	(6)と同じ	安全費	高濃度汚染土壌等または、高濃度粉じん作業または、突発的に高い粉じんに暴露された場合の除染等業務
(9) 放射線管理者費用(被曝状況の一元管理にかかる費用)			作業指揮者単価×人/日	作業指揮者単価(土木一般世話役相当)を使用。なお、統括安全衛生管理者と兼務する場合は、率に含まれるものとし、計上しない。 ○工事：当初想定日数=契約工期(日)×5.5/7 ○委託：当初想定日数=①+②とした日数 ①測量業務=契約工期(日)×1/2 ②設計業務=外業延べ日数×1 ※②の算出は外業日数集計表(例)を参考	安全費	除染等業務または特定線量下業務 除染等業務(特定汚染土壌等取扱業務を除く) または特定汚染土壌等取扱業務のうち、2.5μSv/hを超える場所において、労働者を作業に従事させることが見込まれる場合
(10) 除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度に係る費用			工事等の放射線障害防止措置に係る費用の積算方法による	当初数量は5名(1パーティの人数)で積算し、実績により変更する。	一括計上価格	除染等業務または特定線量下業務 除染等業務(特定汚染土壌等取扱業務を除く) または特定汚染土壌等取扱業務のうち、2.5μSv/hを超える場所において、労働者を作業に従事させることが見込まれる場合
(11) 放射線防護資材費用	ケース1	※	必要数	当初数量は「労務単価集計一覧から算出した延べ人数」により算出し、実績により変更する。	安全費	除染等業務 除染等業務(特定汚染土壌等取扱業務を除く) または特定汚染土壌等取扱業務
	ケース2					除染等業務 除染等業務(特定汚染土壌等取扱業務を除く) または特定汚染土壌等取扱業務
	ケース3					除染等業務 除染等業務(特定汚染土壌等取扱業務を除く) または特定汚染土壌等取扱業務
(12) 安全講習			必要数	特別教育を実施した場合に計上する。 単価は特別単価により作成し、普通作業員×5.5/8.0とする。	安全費	除染等業務または特定線量下業務 除染等業務(特定汚染土壌等取扱業務を除く) または特定汚染土壌等取扱業務
(13) 特殊健康診断調査票記入費	特殊健康診断調査票記入費		必要数	単価：特別単価により作成し、0.004回/人×7,500円とする。 数量：5名×回数で算出し、実績により変更する。	安全費	除染等業務または特定線量下業務 ※：工期が6ヵ月未満…「1」 〃 6ヵ月以上12ヵ月未満…「2」 〃 12ヵ月以上18ヵ月未満…「3」 以降6ヵ月加算ごとに数量を加算する。 除染等業務(特定汚染土壌等取扱業務を除く)

※ケース1 高濃度汚染土壌等以外の作業の場合  
 ケース2 高濃度汚染土壌等で、高濃度粉じん作業以外の場合  
 ケース3 高濃度汚染土壌等で、かつ、高濃度粉じん作業の場合

長袖の衣服、綿手袋、ゴム長靴、補集効率80%以上の防塵マスク等(ケース1の場合諸経費に含まれるため、別途計上なし)  
 長袖の衣服、ゴム手袋、ゴム長靴、補集効率80%以上の防塵マスク等  
 長袖の衣服の上に全身化学防護服(例：密閉型タレックス7)、ゴム手袋、ゴム長靴、補集効率95%以上の防塵マスク等

太字を計上